

## パブリックコメント手続結果

— 各区地域協議会 —

1. 意見を求めた事項：南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び条例施行規則の制定について
2. 意見等の募集期間：令和3年1月15日（金曜日）～2月3日（水曜日）
3. 意見提出者：6人
4. 意見総数：7件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	
1	今まで名簿に載っていた方はどうなるのか。	これまでは要支援者の中で同意をした方のみの名簿情報を提供していましたが、今後は名簿情報を提供したくない方は申し出ていただくような逆の方式で条例を制定します。改めて拒否されるか確認します。	質問
2	介護認定をする際に同意をもらえばいいと思うが、どうか。	担当する課と連携し、条件に合致する方については、名簿情報として提供しますが、拒否の申出の方法などについて説明してまいります。	質問
3	名簿情報は紙で出すのか。	名簿情報は紙で関係者にお渡しします。	質問
4	提供先は区長や民生委員となるだろうが、その方が任期を終えたときに名簿はどうするのか。	交代の際に後任の方へ引継ぎいただきます。名簿の更新の際に前のものを回収し、新たなものをお渡しいたします。	質問
5	難病患者などは申請等の手続きを行う機会が多い。要支援者名簿にも登録が必要となるとまた手続きが増えることになるため、県などとオンライン管理などで情報共有し、手続きの手間を省くことはできないか。	保健所から難病患者の情報をいただいております。自動的に要支援者名簿に登録されるため、申請は不要です。申請が必要な方は要件に満たない方（例えば要介護2以下など）と日中は一人となり災害時に不安な方となります。	質問
6	精神障がい者の中には、他人に自分の障がいを知られたくない人もいます。家族・団体へ制度の周知と、提供を拒否する方へは別に支援する方を見つけてもらうよう働きかけをしていただきたい。	全対象者へ制度の内容と拒否を申し出る方法を通知します。その中で周知していきたいと考えております。	意見

No.	ご意見の概要	市の考え方	
7	災害が発生し又は発生する恐れのある際は、名簿登録を拒否した人の名簿情報も渡すことになると思うが、その際には同意を取るのか。	災害時には緊急であるため、同意を取るいとまがないものと想定されます。同意は取らず名簿情報を提供し、速やかに救助等をしていただく考えです。	質問

- ※No.1～No.2 令和3年1月18日小高区地域協議会で出された意見  
 No.3～No.4 令和3年1月20日原町区地域協議会で出された意見  
 No.5～No.7 令和3年1月21日鹿島区地域協議会で出された意見